

監 監 第 6 0 8 号
令和 5 年 1 月 25 日

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	松 本 研
同	今 野 典 人

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 4 年 12 月 26 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

この住民監査請求を行う場合には、違法又は不当な公金の支出や財産の管理を怠る事実について、これらを「証する書面」を添えて請求することとされています。

本件の横浜市職員措置請求書は令和 4 年 12 月 26 日に受付をしましたが、「証する書面」の添付が確認できませんでした。

そのため、「横浜市職員措置請求書について（連絡）」（令和 4 年 12 月 28 日監監第 546 号）により、請求人に「証する書面」の添付が確認できないこと及びその対応の検討を依頼する連絡を行いました。期限としていた令和 5 年 1 月 10 日までに「証する書面」の提出はありませんでした。

また、横浜市職員措置請求書においても、「占用許可を防災用倉庫という目的で申請、許諾しているにも関わらず、ゲートボール、グランドゴルフ等に関する用品が主に収納されている。」と記載されているものの、「証する書面」に相当する記載は認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。